

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧緊急時避難準備区域等に該当する方の医療機関等での窓口負担の免除期限延長について

対象者

旧緊急時避難準備区域及び指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)に該当する方

※世帯に属する被保険者の所得について、収入から経費を差し引いた所得から基礎控除額33万円を引いた後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯は対象になりません。

注:東日本大震災発生後、他市町村へ転出した方も対象になります。

有効期限

平成26年9月30日まで ➡ 平成27年2月28日まで延長

窓口負担免除の方法

有効期限が延長された「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口で提示してください。

※対象者には、住民登録をしている市町村から「一部負担金等免除証明書」が郵送されます。(手続きは不要です)

自己負担限度額を超えた医療費が戻ります

1月当たりの外来及び入院に係る医療費が右記の限度額を超えた場合に、事前に口座を登録しておく事により、登録した口座に自動的に限度額を超えた医療費が払い戻しされます。

口座の登録がお済みでない方は、下記のものを持参のうえ、お住まいの市町村にあります高額療養費支給申請書にて口座登録をしてください。

- 通帳の口座番号等の分かるもの
- 印鑑(認印)

<自己負担限度額(月額)>

世帯区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ^(※1)	
一般	12,000円	44,400円	
課税世帯 住民税非課税世帯	8,000円	区分Ⅱ ^(※2)	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※1.現役並み所得者の「外来+入院」にかかる過去12か月に3回以上の支給を受けた場合、4回目以降の限度額は44,400円。

※2.住民税非課税世帯で世帯員所得0円、公的年金80万円以下

振り込み詐欺・不審な電話にご注意ください!!

全国各地で以下の事例による詐欺被害が相次いであります。

- ①官公庁職員を装い、医療費や保険料の還付があると言ってATMを操作させ、現金を振りこませる
- ②息子を装い、仕事に失敗した、会社の書類をなくしたなどと言って、お金を届けさせる
- ③銀行協会の職員を装い、通帳の番号が漏れている、危険なのでお金を積み替えた方がいいと言って、自宅に来た男にお金を渡させる

不審な電話がかかってきた時には、すぐに信用せず、お住まいの市町村や警察署などにご連絡ください。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)